

報復措置は 禁止!

違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをする行為は、禁止されています。

また、優越的地位の濫用の場合、違反行為をした者への罰則には、排除措置命令、企業名の公表、課徴金の徴収などがあります。過去には、課徴金が数十億円にもなった事例もあります。

不公正な取引に

No!



不公正な取引でお困りなら…



労働組合に相談

まずは労働組合に相談してみましょう。労働組合では労使協議で議題にしたり、上部団体や地方連合会と連携し、解決をはかります。公正な取引慣行が実現すれば、企業・産業全体の発展と中小企業における賃金・労働条件の改善につながります。



公正取引に関する情報

公正取引委員会では公正な取引に関する資料を発行しています。「下請法」や「優越的地位の濫用」のパンフレット等をぜひご参照ください。

公取 パンプ

検索



電話相談・通報窓口

- 下請駆け込み寺（全国中小企業取引振興協会） 0120-418-618
- 公正取引委員会 03-3581-3373
- **連合・取引問題ホットライン 03-5295-0514**

日本労働組合総連合会(連合) <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>
労働条件・中小労働対策局 TEL 03-5295-0517

「公正な取引慣行」を実現しよう!

産業全体の持続可能性を高める「公正な取引慣行」

取引先から価格を一方的に決められる、契約にない無茶な要求をされるなどの困った行為はありませんか? そうした不公正な取引は法令違反にあたる可能性があります。ルールにもとづく「公正な取引慣行」の実現により、対等な関係をめざしましょう。また、企業間取引において、その製品やサービスの価値を適正に評価し、サプライチェーン全体で生み出した付加価値を、すべての企業が適正な代金として受け取ることで、人手不足の問題に直面する中小企業においても、労働条件の改善や人への投資、設備投資を行うことができます。その結果、産業全体の持続可能性と競争力を高めることができるのです。

なぜ労働組合が公正取引に取り組むのか

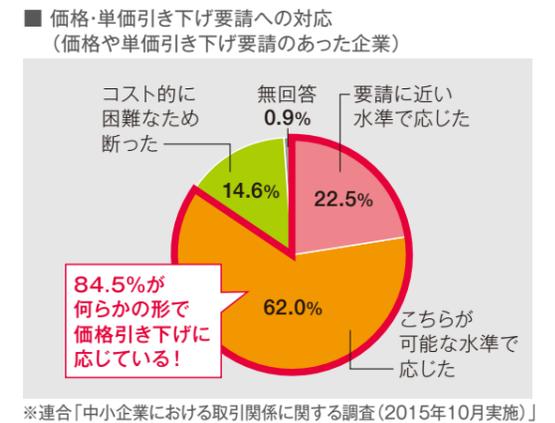
1 大手と中小の賃金格差をなくしたい!

多くの中小企業は、大企業よりも賃金水準が低位にとどまっています。また、一時金や退職金、休日数や福利厚生制度にも大きな差があります。



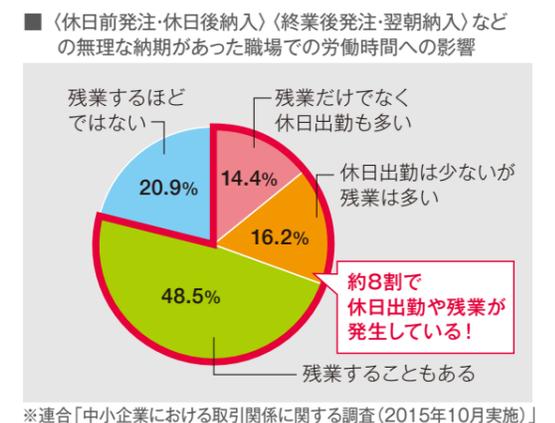
2 中小企業の収益を確保したい!

賃金支払能力の差は、不公正な取引が一因です。連合の調査によると、価格引き下げに応じた企業の2割超が、「賃上げの見送りや一時金を見直した」と回答しています。



3 ワーク・ライフ・バランスを実現したい!

価格引き下げ要請だけでなく、無理な納期の設定も問題です。たとえば休日前の無理な発注があった職場では、残業や休日出勤など、働く人へのしわ寄せが深刻です。



ヒトゴトじゃない!
公正取引

企業・産業の持続的な発展と
中小企業で働く人たちの労働条件改善のためには
「公正な取引慣行」の実現が不可欠です。

では実際、何が不公正なの?

禁止行為は
中面へ!

買ったとき、減額、取引対価の一方的決定

合理的な理由なく値引きさせる、発注者の事情のみで価格を決める、納入後に減額をするなど



- 【小売】 セール用の商品を、一方的に低い価格を設定し取引する
- 【製造】 原材料やコストが上がる中、一方的に据え置き価格を設定する
- 【運送】 運送委託者が、自らの目標額、予算等を基準に、一方的に低い運賃を設定する

受領拒否・返品

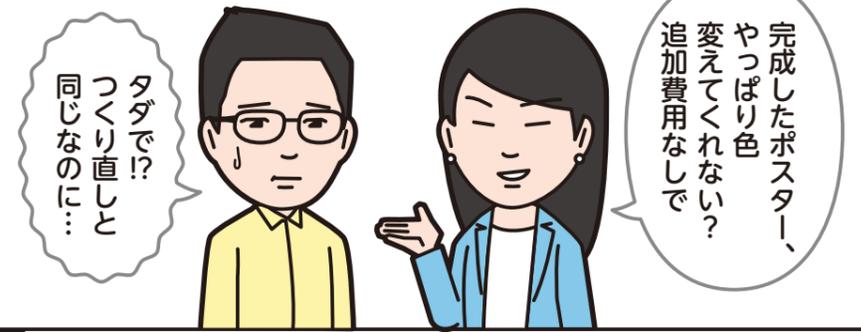
正当な理由なく商品の受領拒否や 返品する



- 【製造】 検査基準をわざと厳しくして、発注内容と異なること等を理由に返品
- 【製造】 発注者の生産計画の変更のみを理由に返品
- 【放送】 親事業者の指定した出演者の不祥事で、完成している番組VTRを受領拒否

やり直し・仕様変更

正当な理由なく仕様変更・やり直いをさせ、利益を不当に害する



- 【製造】 仕様を明確にしないまま作業させ、納入したときに「発注と違う」とやり直させる
- 【清掃】 清掃業務を取り消し、手配に要した費用を負担しない
- 【ソフトウェア】 仕様変更に対し、追加費用を負担しない

不当な経済上の利益の提供要請

金銭や役務、その他経済上の利益を不当に提供させる



- 【小売】 広告費用を、納入業者の商品の販売促進に寄与する範囲を超えて負担させる
- 【全般】 決算対策のための協賛金を要請し、負担させる

やってませんか? されてませんか?

不公正な取引

※これらの行為は、独占禁止法内の優越的地位の濫用や、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の違反にあたる場合があります。
※正当な理由の有無や契約条件、直接的な利益の範囲内であるか等により異なります。
※紹介されている事例は不公正な取引の一例です(中小企業庁の資料を参考に連合にて作成)。

発注者が負担すべきコストを受注者に負担させる

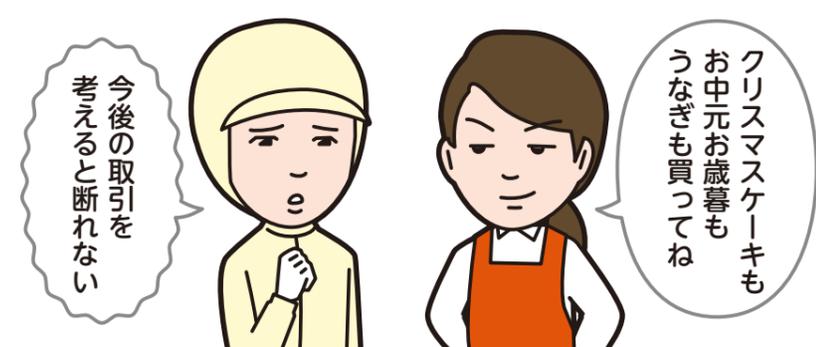
発注者の都合で取引条件を変更し、そのコストを受注者に不当に負担させる



- 【全般】 納品を一括から分割に変更し、送料が増えた分は受注者に負担させる

購入・利用強制

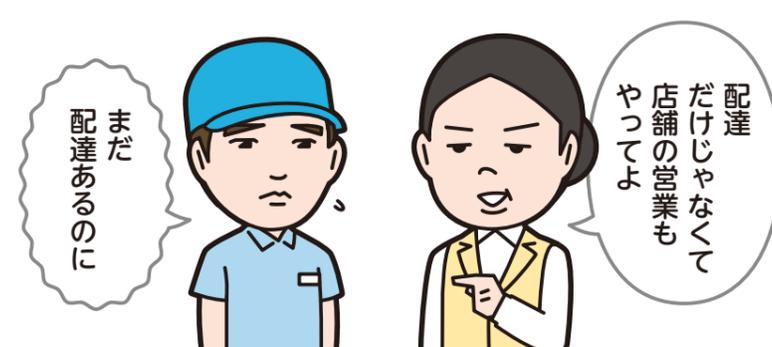
合理的な必要性なく、指定する物や役務を強制して購入・利用させる



- 【製造】 自社工場に乗り入れられる車種を制限し、自社製車両の購入を強制する
- 【金融】 自社の金融商品の契約を要請し、通常の融資条件よりも不利な取り扱いをする旨を唆する

役務提供(労務の提供)

正当な理由なく、役務の提供をさせる



- 【小売】 自社製品以外の陳列や、棚の解体をさせる
- 【小売】 自社製品用に試食販売員を派遣したのに、棚卸しをさせる

支払い遅延、割引困難な手形での支払い

自己の一方的な都合により、契約で定めた期日に対価を支払わない



- 【製造】 商品の使用後に対価を支払う契約にもかかわらず、自己の一方的な都合で使用時期を遅らせ、対価の支払を遅らせる
- 【全般】 割引困難な手形(繊維業は90日超、その他の業種は120日超)を交付する